

執筆者：

E-mail✉ [森下 真生](mailto:maeda@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [中島 朋子](mailto:naokami@nishimura-asahi.com)

1. オマーンにおける個人データ保護法

オマーンには、これまで包括的な個人データ保護法はなく、サイバー犯罪法や電子取引や電子的メッセージに適用される電子取引法(第7章)が個人情報の保護に関連する主要な法律とされてきましたが、2022年2月9日に包括的な法律として全32条から成る個人データ保護法(Sultani Decree No.6/2022 promulgating the Personal Data Protection Law)(以下、「PDPL」と言います。)が成立し、公表から1年後の2023年2月13日から施行されることとなりました。今後、PDPLの施行規則(以下、「施行規則」と言います。)も定められる予定です。PDPLの施行により、前記の電子取引法(第7章)を含め、PDPLの規定に反する既存の法律の条文は廃止されます。

今後出る施行規則の内容を確認する必要がありますが、PDPLには、他の中東湾岸諸国の個人データ保護法同様、EUの一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)(以下、「GDPR」と言います。)の影響は見られるものの、GDPRのような詳細なルール設定はなされておらず、他の中東湾岸諸国の個人データ保護法に比べても、簡潔な内容となっています。

2. 適用対象

(1) 適用対象及び適用除外

PDPLは、処理される個人データ(Personal Data)に対して適用されます(2条)。それ以上の定めは、PDPLにはありませんが、少なくともオマーンに拠点を置き、オマーン居住者の個人データを取り扱う企業には、PDPLの適用があると解されます。

個人データとは、「名前、識別番号、オンライン識別子、位置データなどの、1つ若しくはそれ以上の識別子、又は、1つ若しくはそれ以上の遺伝的、身体的、精神的、生理学的、社会的、文化的若しくは経済的要素を参照することにより、直接若しくは間接的に、自然人を識別させ、又は識別可能にするデータ」と定義されています(1条)。これは、GDPRにおける個人データの定義に近似する内容であり、PDPLで保護の対象となる個人データは、国際的に保護対象となる個人データと同様と考えられます。

PDPL上、遺伝データ、生物学的データ、健康データ、民族的起源、性生活、政治的又は宗教的な意見又は信念、刑事上の有罪判決、又は安全措置に関する個人データは、PDPLを所管する運輸・通信・情報技術省(Ministry of Transport, Communications and Information Technology。以下、「MTCIT」と言います。)の許可なく取り扱ってはならないとされており(5条)、GDPRと同様に一定のデータについては、他のデータと異なる取扱いが定められています。GDPRでは、前記のような特殊なデータについては、原則として取扱いが禁止され、一定の場合に例外が定められていますが、PDPLでは、管轄省庁であるMTCITの許可が必要とされることに留意が必要です。また、子供の個人データに関しては、子供の最善の利益によるものでない限り、親権者(guardian)の同意なしに処理することができないとされ、詳細は施行規則で定められるとされています(6条)。

なお、以下の場合については、PDPLの規定は適用されません(3条)。

- ① 国家の安全保障又は公益の保護のための場合
- ② 国及び他の法定の適格な公的機関の行政的組織による履行の場合
- ③ 法律又は裁判所の判決若しくは決定によりデータ管理者に課せられた法的義務の履行のためである場合
- ④ オマーンの経済的・金融的利益の保護のためである場合
- ⑤ 個人データ主体(Personal Data Owner)の不可欠な利益の保護のためである場合
- ⑥ 捜査機関からの書面による正式な依頼に基づく刑事犯罪の発見又は防止のためである場合
- ⑦ 個人データ主体が当事者である契約の履行のためである場合
- ⑧ 個人データの処理が個人的に行われ、又は家族内で行われる場合

- ⑨ 権限のある機関による歴史的、統計的、科学的、文学的又は経済的調査の目的である場合（但し、データ主体に関連する表示又は指標が、公開される調査又は統計において、使用されてはならないとされます。）
- ⑩ PDPL に反しない態様で、個人データが一般に公開された場合

PDPL は、GDPR が処理の適法化の根拠として定める(a)本人の同意、(b)データ主体の契約の締結・履行のための必要性、(c)管理者の法的義務、(d)データ主体又は他の自然人の生命に関する利益保護、(e)公共の利益又は管理者の公的権限の行使、(f)管理者又は第三者によって求められる正当な利益のうち、(b)契約の締結・履行のための必要性、(c)管理者の法的義務、(d)データ主体に関する利益保護、(e)公共の利益が問題になる場合について、そもそも PDPL を適用しないという形式を採用しています。(f)管理者又は第三者によって求められる正当な利益は、適用除外事由とされておらず、後述のとおり、本人の同意を不要とする事由ともされていません。

(2) データ管理者及び処理者

PDPL には、個人データの管理者(Controllor)と処理者(Processor)の義務が規定されています(4 章)。

管理者とは、「個人データの処理の目的と手段を決定し、処理を自ら行うか、他者に委ねる者」、処理者とは、「管理者の代わりに、個人データを処理する者」とそれぞれ定義されます(1 条)。

また、処理(Processing)とは、「個人情報に対して実施される作用(operation)又は一連の作業」とされ、「収集、記録、分析、整理、保存、改変、変更、検索、確認、編集、結合、拒絶、削除、取消、又は送信、配布、転送、移転若しくはその他の方法により利用可能にすることによる開示を含む。」とされます。

これらの定義も、GDPR に類似する内容となっており、「処理」には、個人データを収集、利用、提供する行為の全てが含まれると解されます。

3. データ処理の要件

PDPL 上、前記の適用除外事由がない場合、処理につき、透明性、誠実性及び人間の尊厳の尊重が確保される仕組みの下で、個人データ主体の明確な同意を得た後でなければ行えないとされ(10 条)、適用除外事由がない限り、処理にあたり、個人データ主体の同意の取得は必須となります。

最近成立した UAE とサウジアラビアの個人データ保護法でも同様ですが、PDPL は、GDPR で処理の適法化根拠となる管理者又は第三者によって求められる正当な利益については、PDPL の適用除外事由とはしておらず、処理にあたり、個人データ主体の承諾が不要となる事由ともしていないことに留意が必要です。

管理者は、処理の申し出を、書面により、明確、明瞭且つ理解可能な方法で行う必要があり、また、個人データ主体のデータ処理への書面による同意を証明できる必要があります(同条)。

4. データ管理者・処理者の義務

(1) 管理及び処理方法の確立及び遵守

管理者は、特に以下を含む、個人データの処理時に遵守されるべき管理方法及び手順を確立する義務を負います(13 条)。

- ① 個人データの処理によって個人データ主体が被る可能性のあるリスクの特定
- ② 個人データの送信及び移転の方法及び管理方法
- ③ 処理が PDPL に準拠して行われることを確保するための技術的及び手続的措置
- ④ その他、施行規則に定められる管理方法又は手続

また、管理者及び処理者は、PDPL の規定に従った個人データの処理を確保するため、MTCIT によって決定された個人データの管理及び処理方法を遵守する必要があります(15 条)。

(2) 処理前の通知

管理者は、個人データの処理を行う前に、個人データ主体に対し、以下の点を書面で通知する必要があります(14 条)。前記のとおり、PDPL 上の「処理」は、収集も含む概念であり、個人データの収集前に個人データ主体に通知を行わなければなりません。

- ① 管理者及び処理者の情報
- ② 個人データ保護オフィサー(Personal Data protection officer)の連絡先情報
- ③ 個人データの処理目的及び収集源

- ④ 処理とその手順の包括的且つ正確な説明及び個人データの開示の程度
- ⑤ 個人データ主体の権利(データへのアクセス、修正、転送、更新する権利を含みます。)
- ⑥ その他処理の条件を満たすため必要となる可能性のある情報

(3) 外部監査人の選任

管理者及び処理者は、MTCIT から求められた場合、個人データの処理手順の PDPL 及び管理者が設定した手続及び管理方法への遵守を確保するために、外部監査人を任命しなければならず、また、外部監査人の報告書の写しを MTCIT に提供する必要があります(16 条)。

(4) 個人データに関する書面等の保管及び提出

管理者及び処理者は、施行規則に定める期間と手順に従い、データの処理に関する書面を保管する必要があります(17 条)、また、施行規則に従い、MTCIT の要請に応じて、データ又は書面を提出する必要があります(18 条)。保管や提出の対象となるデータや書面は、PDPL では具体的に示されておらず、施行規則の内容が待たれます。

(5) ハッキング時の報告

管理者は、個人データのハッキングが発生し、それが個人データの破壊、改ざん、開示、アクセス、又は違法な処理に繋がるおそれがある場合、施行規則に従い、MTCIT 及び個人データ主体に対し、ハッキングについて通知する義務を負います(19 条)。PDPL では、ハッキングの場合のみ、管理者の通知義務を定めていますが、後記 5.(6)のとおり、個人データ主体は、ハッキング時のみならず、個人データの侵害があった場合についても、通知の受領権を有するとされるため(11 条(f))、ハッキング以外の場合でも、個人データに損害が発生した場合には、管理者は、個人データ主体に対して、通知を行うこととなります。なお、PDPL には、通知に関する期限の定めはありません。

(6) 個人データ保護オフィサーの選任

管理者は、個人データ保護オフィサーを選任する必要があり、詳細は施行規則で定められることとされています(20 条)。

(7) 開示に関する個人データ主体の同意の取得

管理者は、個人データの秘密を確保する義務を負い、個人データ主体の事前の同意なしに個人データを開示することはできません(21 条)。

また、管理者は、施行規則に従い、広告、マーケティング資料又は商業目的の資料を送信する際には、個人データ主体の書面による同意を取得する必要があります(22 条)。

5. 個人データ主体の権利

PDPL 上、個人データ主体には、以下の権利が認められます。

(1) 同意権及び同意の撤回権

個人データ主体は、個人データの処理について同意を行う権利を有し(10 条)、当該同意について、撤回前に行われた処理を害することなく、撤回する権利を有します(11 条(a))。

(2) 情報受領権

前記のとおり、管理者は、個人データの処理を行う前に、個人データ主体に対し、一定事項を書面で通知する必要があります(14 条)、個人データ主体は当該情報を受領する権利を有します。もっとも、GDPR と異なり、データ管理者に対して、処理の目的、個人データの種類、個人データの開示先等の情報の提供を求めるアクセス権は、PDPL には、明示されていません。

また、個人データ主体は、処理された個人データのコピーを取得する権利を有します(11 条(c))。

(3) 個人データ修正権、更新権、ブロック権

個人データ主体は、個人データの修正、更新、又はブロックを要求する権利を有します(11条(b))。

(4) 個人データ転送権

個人データ主体は、別の管理者に、当該個人データ主体の個人データの転送をする権利を有します(11条(d))。GDPRのデータポータビリティ権に対応する権利です。

(5) 個人データ削除権

個人データ主体は、個人データの削除を要求する権利を有します。但し、国の保管又は文書化のために処理が必要な場合を除きます。GDPRの個人データの削除権に対応する権利ですが、個人データの収集・処理目的との関係で必要性がなくなった場合や、個人データの処理に対する同意を撤回した場合等、削除を求められる場合が限定的に列挙されるGDPRと異なり、PDPLでは、国の保管又は文書化のために処理が必要な場合を除き、削除を求めることが広く許容され得る文言となっています。

(6) データ侵害通知受領権

個人データ主体は、個人データのハッキング又は侵害があった場合、当該ハッキング又は侵害及びそれに対して採られた措置について、通知を受ける権利を有します(11条(f))。

(7) 不服申立権

個人データ主体は、自らの個人データの処理がPDPLに準拠していないと考える場合、施行規則の定めに従い、MTCITに不服を申し立てることが可能です(12条)。

6. データの国外移転

PDPLでは、管理者は、施行規則に従い、個人データをオマーン外に移転することができることとされており、国外移転のための要件については施行規則を待つ必要があります。但し、PDPLに違反して処理される場合、又は個人データ主体に害を及ぼす場合には、管理者は個人データを移転できないとされています(23条)。

7. 罰則

PDPLに違反した場合、刑事責任が生じるとされ、違反する条項に応じて、罰金が科されます(25-30条)。最も重いのは国外移転の条項に違反した場合で、その場合の罰金は、100,000オマーンリアル以上、500,000オマーンリアル以下とされています(29条)。

なお、裁判所は、罰金に加え、違反の際に用いられた物の没収を命じることができます(31条)。

また、MTCITは、PDPL上の刑事罰とは別に、PDPL及び規則又はその施行における決定への違反に対し、行政処分として最大2,000オマーンリアルの罰金を課すことができるとされます(32条)。

中東関連イベント情報

トルコウェブ法律相談

9月16日(金)までにお申し込みのあった先着3社様を対象に、当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

バーレーンウェブ法律相談

9月16日(金)までにお申し込みのあった先着3社様を対象に、当事務所とバーレーンの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

9月16日(金)までにお申し込みのあった先着3社様を対象に、イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は [N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 